

平成 14 年度水質汚濁防止法施行状況

環境省



環境省は平成14年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、湖沼水質保全特別措置法の各規定の施行状況を平成15年12月24日付で発表しました。

河川、湖沼などへの公共水域へ流される排水が規制対象となる工場、事業所(特定事業場)の数は平成14年3月末時点で29万6157カ所(前年比0.4%減)であり、うち第一位は旅館業(約25%)、次いで畜産農業、自動式車両洗浄施設となっています。

平成 14 年度のこれらの特定事業所に対する都道府県による立入検査数は 55,332 カ所(前年比7.8%減)、行政指導が行われたところは8,519カ所(同9.1%増)でした。また、都道府県が、排水の汚染度が排水基準を上回る恐れがある場合に排水施設の構造、使用方法、汚水処理方法などについて改善を命じる「改善命令」を出した例は前年度よりも2件多い40件となり、罰則が科せられる排水基準違反は前年度の3件よりも5件多い8件に増加しました。数が少なくとも水質基準を超える汚水を垂れ流す事例が後を絶たない現状が浮き彫りになっているといえます。

資料:2003年12月25日付 EIC ネット

2003年12月24日付 環境省報道発表資料

2003年12月26日付 日本工業新聞 P6

生活環境箇所 清水 圭介

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
 TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
 URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

